

# 第2次千葉県自殺対策推進計画の中間見直し概要(案)

資料1

計画の位置づけ		
自殺対策基本法第13条第1項の規定による計画		
計画期間等		
H30(2018)年度～R9(2027)年度の10年間 (国の自殺総合対策大綱の見直し(R4.10)を踏まえて、県計画の中間見直しを実施)		
基本方針		
<b>基本認識</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 自殺はその多くが「社会的に追い込まれた末の死」</li> <li>2 自殺の背景には「複数の原因」がある</li> </ul> <b>基本方針</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 全体的な対策と個別支援を組み合わせて推進する</li> <li>2 関係者の自殺対策への理解を進めて総合的に取り組む</li> <li>3 地域の実情に応じた対策を効果的に進める</li> </ul>		
目標と現状		
2026年までに計画策定期から自殺死亡率※を30%以上減少		
計画策定期 (平成26年～28年平均)	中間評価時 (令和2年～4年平均)	目標 (令和6年～8年平均)
18.6	16.6	13.0
※自殺死亡率：人口10万人あたりの人口動態統計による自殺者数		
主な課題		
1 県全体の自殺死亡率は目標に届いておらず、全国と比較して自殺死亡率が高い地域が依然としてある。 2 若年層(子ども・若者)の死因の第1位が自殺 令和4年の全国の児童生徒自殺数は、514名(過去最多) 令和4年度の本県の児童生徒自殺数は、23名と高止まりが続いている。 3 新型コロナウィルス感染症発生後の女性の自殺死亡者の増加 (本県の女性自殺死亡率:H30:9.7、R1:9.5、R2:12.4、R3:11.5、R4:11.1)		
国の大綱で内容が修正された主な項目		
1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進 2 女性に対する支援強化 3 地域自殺対策の取組強化 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化 (新型コロナウィルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進、孤独・孤立対策との連携ほか)		
県計画見直しの方向性		
1 若年層(子ども・若者)への自殺対策の更なる推進 2 女性への自殺対策の更なる推進 3 総合的な自殺対策の更なる推進 (孤独・孤立対策との連携、ICTの効果的な活用ほか)		
計画の推進体制		
千葉県自殺対策連絡会議において、計画を点検・評価		

自殺対策推進のための取組		
項目	主な取組	
I 自殺対策の推進体制の整備	1 地域レベルの自殺対策の推進	・千葉県自殺対策推進センターによる市町村支援 ・市町村レベルでの自殺対策ネットワークづくり
	2 統計資料を活用した自殺対策の推進	・国等から提供されるデータを活用して地域分析を踏まえた効果的な対策の実施
	3 自殺対策に係る人材の養成	・自殺対策関係者に対する研修等の実施 ・自殺対策に関わるスタッフの心のケア
II 自殺の危機の段階に応じた対策	1 心の健康づくりなど一次予防の取組	(1)悩みを抱えたときの相談先の周知 • <b>若年層に向けた周知・啓発に、SNS・検索連動型広告を活用</b> (2)心の健康づくりの推進 •質の高い十分な睡眠の確保の推進 •児童生徒の自殺予防教育の実施 •児童生徒の心と体調の変化の早期発見に向けた取組の推進(一人一台端末等の活用) •地域との連携による子どもの居場所づくり等への支援 (3)自殺の手段に対するアクセス制限等 •医薬品等に係る法令遵守の周知及び監視指導の強化 •インターネット上の自殺関連情報対策の推進
	2 自殺の危機に対応する二次予防の取組	(1)総合的な相談窓口等の設置 •行政・教育・民間が連携して総合的な相談窓口(電話相談、 <b>若年層向けSNS相談など</b> )を設置 •性犯罪被害相談電話(#8103)の実施 (2)自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ •救急医療機関に搬送された自殺未遂者への支援 •医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援
	3 遺された人への支援	•自死遺族のための各種相談窓口における支援 •自死遺族が悲しみなどを共に分かち合える場の提供
III 自殺対策の一翼を担う 関連施策の推進	1 身体の健康問題に対する取組	•がん患者、難病患者への相談支援 •健康相談
	2 精神の健康問題に対する取組	•精神保健福祉相談、かかりつけ医への研修 •精神疾患への理解促進
	3 経済・社会・就労問題に対する取組	•生活困窮者、ひきこもり、多重債務者、失業者への支援 •多様なケースに応じた女性の一時保護 •女性自立支援施設の効果的な活用 •困難な問題を抱える若年女性へのアウトリーチ、居場所提供 •県営住宅管理事業、住宅セーフティネットにおける支援 (DV被害者や母子・父子世帯等に対する優遇措置) •高校生、高校中途退学者、進路未決定卒業者、若年無業者、女性、就職氷河期世代への就労支援
	4 家庭問題に対する取組	•介護の悩み相談 •児童虐待への適切な対応 •ひとり親家庭に対する相談 •妊娠産婦への支援 •困難な問題を抱える女性への支援(相談事業、 <b>自立を支援する講座、職務関係者等研修</b> ほか) •ヤングケアラーへの支援
	5 勤務問題に対する取組	•職場におけるメンタルヘルス対策の推進 •長時間労働の是正 •ハラスメント対策
	6 学校問題に対する取組	•学校における心の健康づくり推進体制の整備(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置ほか) •いじめを苦にした子どもの自殺予防( <b>公立学校管理職向けの研修</b> ほか) •子どもの人権擁護 •不登校の子どもへの支援 •スマートフォン、インターネット被害防止対策の推進
	7 その他の問題に対する取組	•心のバリアフリーの推進 •性的マイノリティへの支援 •交通事故被害者、犯罪被害者への支援

※赤字は、新たに追加した主な取組

※検索連動型広告を活用することにより、インターネット上で自殺に関連したキーワードで検索を行った場合、相談窓口等の情報が表示される。